

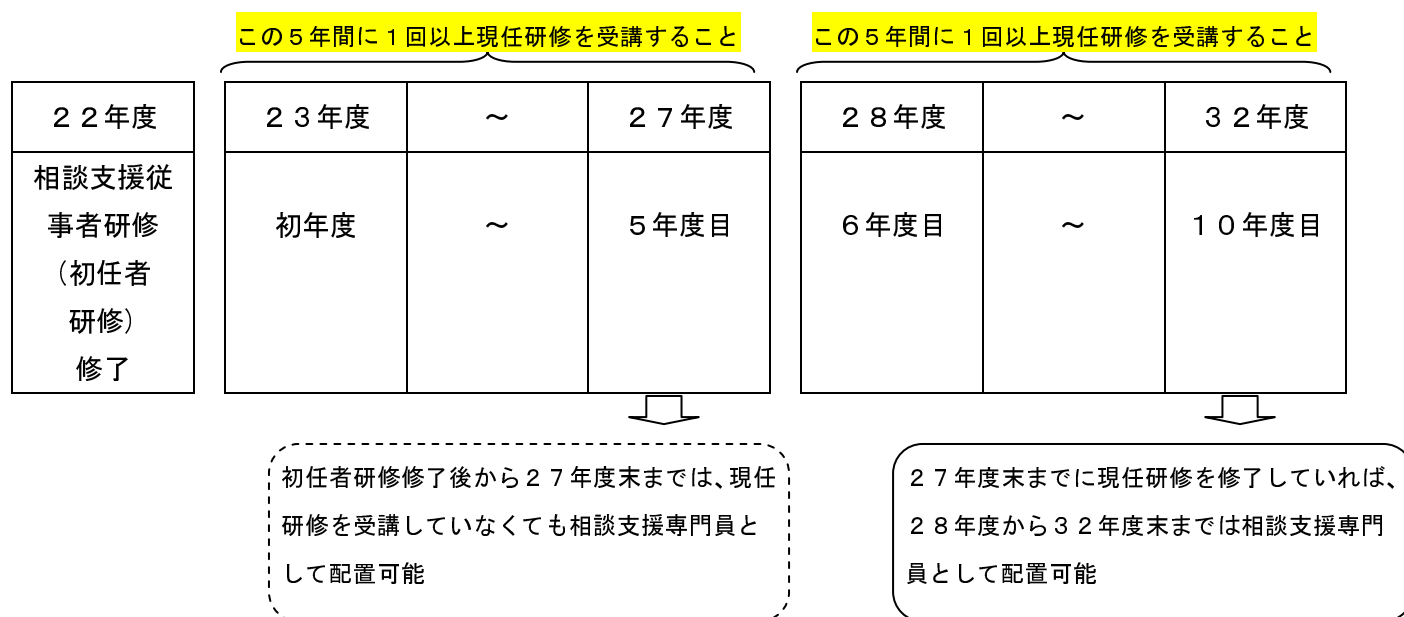
(別紙2) (参考)相談支援専門員及びサービス管理責任者等の要件について

(1)相談支援専門員になるには、以下の2つの要件が必要です。

- ① 3年間から10年間の実務経験（詳細：平成24年3月30日厚生労働省告示第225号、226号、227号）
- ② 相談支援従事者初任者研修の修了（今回ご案内している5日課程の修了）

※なお、初任者研修を修了した翌年度から数えて、5年度以内ごとに相談支援従事者現任研修を受講し、修了証書の交付を受けることが必要になります。

＜平成22年度に相談支援従事者研修（初任者研修）を修了している場合＞



上記の場合、平成23年度から27年度の間、現任研修を修了しなかった場合、相談支援専門員の資格は失効してしまいます。再び、相談支援専門員として従事するには、初任者研修(5日間)の受講が必要となります。

(2)サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者になるには、以下の3つの要件が必要です。

- ① 3年間から10年間の実務経験（詳細：平成18年9月29日厚生労働省告示第544号）
- ② 相談支援従事者初任者研修の修了（今回ご案内しているBコースの修了）
- ③ サービス管理責任者研修・児童発達支援管理責任者研修の修了

※「サービス管理責任者研修」及び「児童発達支援管理責任者研修」の実施については、現時点では、未定です。